

## 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

### 【現状】

裁判外紛争解決手続の存在や意義  
についての認識・理解が不十分

民間が行う裁判外紛争解決手  
続についての情報が不十分で、  
利用に際して不安感

裁判外紛争解決手続を積極的  
に利用しようとする際に支障  
となる制度上の制約

専門家の関与に弁護士法の  
制約

時効中断効がない、裁判と  
の連携が十分に図られてい  
ないなど、利便性向上のため  
の制度が未整備

### 【裁判外紛争解決手続に関する制度整備】

#### < ADR法 >

裁判外紛争解決手続の基本理念  
国等の責務

国民の理解の増進  
関係者間の連携強化

認証業務であるこ  
との独占表示

国民に「手続の選択の  
目安」を提供

専門家による裁判外紛  
争解決手続の実施

専門家が活用できる  
体制の充実

裁判外紛争解決手続の申立  
てによる時効の中断

時効によって権利を  
失うこと等の不利益  
を心配することなく、  
裁判外紛争解決手続  
での和解交渉を行う  
ことができる環境の  
整備

裁判外紛争解決手続を行う  
場合の訴訟手続の中止

離婚協議等の調停  
前置原則の不適用

民間紛争解決業務の認証制度（申請は任意）

裁判外紛  
争解決手  
続を拡充・活  
性化

国民の多様な紛争解決ニーズに対応し、  
裁判以外での紛争の解決を促進